

令和元年第5回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和元年5月16日 開会

令和元年5月16日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和元年第5回教育委員会定例会

令和元年5月16日（木）
午後4時00分 開会

○ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行事報告
- 4 報告事項
 - 報告第23号 令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和元年5月分）について
 - 報告第24号 平成30年度中学校英語検定助成等について
 - 報告第25号 平成30年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について
 - 報告第26号 平成30年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について
 - 報告第27号 平成31年度新十津川町新規奨学生を選定について
 - 報告第28号 小中学校児童生徒の不登校の状況について
 - 報告第29号 新十津川町学校運営協議会の運営に関する要綱（案）について
- 5 議案審議
 - 議案第7号 新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について
 - 議案第8号 新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について
- 6 その他
- 7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史
新 田 右 子
荒 山 直 人
近 藤 陽 介
松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	中 畑	晃
主幹	富 田	豊
学校教育グループ長	西 村	幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、令和元年第5回教育委員会定例会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名につきましては、松倉、新田両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎中畑事務局長

行事報告につきましては、主幹の富田から申し上げます。

◎富田主幹

それでは、お手元に配付の行事報告をご覧いただきたいと思います。4月23日から本日5月16日までの行事をまとめておりますのでご説明させていただきます。まず4月23日、新十津川町PTA連合会総会がサライで行われ、中畑局長が出席しております。4月25日、ふるさと公園開き及びピンネシリ山開き安全祈願祭に、サライのほうに行って行われまして、久保田教育長と私富田が出席しております。4月27日、ふるさと公園の体育施設がオープンしておりますが、野球場、サッカー場、テニスコートがオープンしております。なお、温水プール、それからかぜのび、開拓記念館は5月1日にオープンしておりますが、開拓記念館では初日から6日までのゴールデンウィーク期間中、入場者が158人と昨年の1.5倍以上の入館となっております。今年もJRの廃線の関係から10月末までの閉館まで月曜日と火曜日の休みを返上して開館する予定をしております。4月28日、少年野球教室で北海道日本ハムファイターズとの協定は昨年で切れたんですが、少年野球教室を午前中にホワイトベアーズの4年生以上17人、午後から中学生の野球部の部員15人が参加し立石コーチ、村田コーチのもと野球技術の指導を熱心に受けております。次に記載はありませんが、5月12日、子どもの1日図書館員体験ということで、図書館で子どもの1日図書館の体験が行われております。5年生8人が参加し、本の貸出や返却のカウンター業務など司書の直接の指導を受け図書館の職員の体験をしていました。次も記載がございませんが、5月13日、新十津川小学校の獅子神楽特別クラブの発会式がありました。今年は昨年より2名増えまして総勢18名、18人の児童により本年度の活動が開始となっております。今年度は合計で24回の活動を予定しているということでございます。最後になりますが、本日第1回の社会教育委員の会が午後から行わ

れまして、会議に先立ちまして4月の中学校の人事異動に伴いまして新任の大山口委員に教育長から委嘱状の交付をしております。平成30年度の事業報告、令和元年の研修計画や今年度予定しております子ども読書推進計画第3期の方向性やスケジュールなどの報告や協議を行っております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第23号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和元年5月分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の3ページをお開き願います。表をご覧ください。4月の新学年学級編成後、小学校、中学校ともに異動がなく、小学校299人、中学校162人、合わせて461人の在籍でございます。特別支援についても異動はございませんでした。以上、報告第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第23号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第23号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第23号令和元年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和元年5月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第24号平成30年度中学校英語検定助成等について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の5ページをお開き願います。平成29年度から新たに取り組みました実用英語技能検定、通称英検の受験状況と助成金の結果についてご報告申し上げます。始めに1平成30年度英検受験申込者数及び合格者数の状況でございますが、英検は年3回実施されておりました、適宜学校で受験を奨励しているところでございますが、合計欄のところを見ていただきたいのですが、1年生が申込者数17人、2年生が28人、3年生が30人、合計で75人が受験をいたしております。合計で申し上げますと去年よりも1人、前回よ

りも1人減ったという状況でございます。合格者数で見ますと、1年生が13人合格していますが、1年生の基準となる5級が8人、基準以上の4級が4人、3級が1人、これは昨年1年生の3級合格はいなかったわけですが1人合格しております。2年生については25人合格していますが、基準となる4級が19人、基準以上の3級が4人となりました。3年生は20人が合格しておりますけれども、基準となる3級が14人、基準以上の準2級が1人、準2級については昨年度も1人おりました。また、3年生の中には2年生のうちに3級になった生徒が2人いたわけですがけれども、3年生になってその後準2級に合格していない生徒が1人いるということが読み取れますので、実質的には3年生で3級以上は16人と推察しているところでございます。したがって、3年生の生徒数は62人でしたので、卒業段階での3級以上の合格者取得割合は25.8%でございます。このことは、国の目標では中学校卒業段階で3級以上を取得している生徒、又は取得していないが3級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合を50%以上としておりまして、新十津川町の場合は取得した人数で今、示させていただいておりますけれども、そのことで比較しますと今、新十津川25.8%と申し上げましたが、北海等通信社によりまして平成30年度は全国では3級以上の取得者は23.9%ということで全国よりも上回っている結果となっております。また北海道においても取得している割合は13.9%ということですから、国、道ともにそれを上回っていると。ただ有する者を含めると全国では42.6%、有すると思われる者を含めると全国は42.6%、北海道は30.0%という数字が報道されております。この有すると思われる者というのは、学校の英語担任がだいたいその子の成績を見て判断しているところでございますが、本町の場合、奨励をしてほとんどその合格しそうな方、お子さんについては受験をしている状況ではないかとも考えておりますので、全体的にはまだまだ、もっともっと合格者数を増やしていかなければならないのかなという状況でございます。次に2の平成30年度英検助成状況ですけれども、助成対象となった人数と助成額については表のとおりでございます。なお助成対象者数合計で69人となっておりますが、受験者数の75人との6人の差がありますけれども、これは助成を、助成は1人1回限りとしている関係から複数回受けた生徒がいるということでご理解をいただきたいと思っております。以上申し上げまして報告24号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第24号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

いいですか。はい。それでは、報告第24号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第24号平成30年度中学校英語検定助成等については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第25号平成30年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の7ページをお開き願います。助成の対象となる通学費につきましては、自宅から学校までの通学において公共交通機関を利用し、月額10,000円以上負担している場合に適用されることとしておりまして、その通学費の2分の1以内で上限は20,000円としているところでございます。それでは、申請及び助成状況について表に基づいて説明させていただきます。学校の所在地別で申し上げます。札幌は1校で1名、江別市内が1校で2名、旭川市内が2校で3名、深川市内が1校で1名、岩見沢市内が2校で2名、砂川市内が1校で5名、滝川市内が2校で2名の合計10校で16名の方に助成を行っております。これによりまして、通学費の合計金額は2,985,402円でそれに対する助成額は1,477,000円となっております。通学費に対する助成率は49.5%でございます。以上申し上げます報告第25号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第25号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第25号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第25号平成30年度高等学校等遠距離通学費助成金の申請及び助成状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第26号平成30年度新十津川町社会教育関係施設利用状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の9ページをお開き願います。10ページ以降をお開き願います。数がたくさんございますので特徴的なところだけ申し上げます。まず10ページ、11ページの上から2つ目、開拓記念館でございますけれども、先ほど行事報告でもございましたとおり、JRの廃線に伴いまして、あるいは昨年はNHKドラマの再放送などがございまして、新十津川への来訪者、またその開拓記念館に興味を示していただける方が多く町に来られたということから利用者増が図られたと、そのことを受けて月曜、火曜の休館日についても返上して開館したことが功を奏したというところでございます。それから図書館、いろいろと工夫を重ね、行事等も行っているところでございますけれども、滝川市の図書館がリニューアルされてからやや苦戦している状況だということでございます。町内の利用についてはさほど変動はないわけですが、町外者の利用が減っているという特徴でございます。それから、開きまして中央体育館のことについて申し上げます。

す。14ページ、15ページでございます。中央体育館につきましては、春に電気の不具合、吊下げ電灯の不具合が見つかりまして、危険を伴うという可能性から10月まで一旦閉鎖をしておりました。その後、新十津川中学校野球部が何としてでも自前で修繕をするので利用したいということから、父兄による協力を得まして修繕をしていただきまして、中学校に限って3月まで利用をしたという経過がございます。そのことから6月から10月は斜線を引いておりますけれども、11月からはこれはすべて中学生での利用でございます。1つ戻りますがそっち岳スキー場についてです。30年と29年の比較をしますと人が、利用が増えているということでございますが、これは歌志内のかもい岳スキー場の閉鎖による影響が見られるかなと考えております。それから最後ですが16ページ、17ページのかぜのびの関係でございますけれども、こちらについては10月に今年も人が増えているということで、ここも行事の影響なんかが大きく出るところでございますが、かぜのびが10月について伸びた要因といたしまして、北海道の芸術の森、札幌市にある芸術の森で五十嵐威伸展が開かれた影響もあって少し集客が伸びたのではないかと推察をしているところでございます。以上、かいつまんでの説明となりましたが、報告第26号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告26号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

開拓記念館ですが、冬場は開いていないと思いますが、1月に18名と数字があるというのとは何か特別なときには利用できるというようなことで対応しているのでしょうか。

◎中畑事務局長

事前に教育委員会に申込みがあった場合には、こちらから職員が出向いて中を見学させているという状況でございます。ただし冬場なものですから暖房は一切ないと、あるいは水は出ないという状況ですので、あまり長居していただくわけにはいきませんが、そのような条件の中で見学をしていただいているということでございます。以上です。

◎松倉委員

その、やっぱり先ほどから話題に出ているように廃線の関係があるからそういうこともこれからは有り得るということで対応していくわけですね。

◎中畑事務局長

結構JRでツアーを組んでくれたりとかいうお話がございますので、そういった場合には、場合によってはポータブルストーブを持ち込んでとか可能な限りの対応はしたいというふうに考えています。

◎富田主幹

今までもそういうような形で対応しております。

◎松倉委員

分かりました。

◎久保田教育長

1月の、あれですよ、奈良県のツアー。

◎富田主幹

そうです。これは新聞にも掲載ありましたが、奈良県と十津川村とうちの町の三者で協定を結んでいるんですが、そこで奈良県のほうの主催でこちらに来るツアーを組んでいただいております。それで冬の雪まつりにあわせて来町されたので、それに関してうちのほうで対応したというような形になります。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第26号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第26号平成30年度新十津川町社会教育関係施設利用状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第27号平成31年度新十津川町新規奨学生の選定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書19ページをお開き願います。1新規奨学生の人数、1人。以上、報告第27号の説明とさせていただきます。なお、この資料につきましては重要な個人情報でございますので取扱いについては十分注意をしていただきたいと思います。以上、よろしくお願いたします。

◎久保田教育長

報告第27号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第27号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第27号平成31年度新十津川町新規奨学生の設定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第28号小中学校児童生徒の不登校の状況について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の21ページをお開き願います。まず、不登校の定義について触れたいと思います。文科省では、不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態にあるものと定義をしております。これを基に学校では不登校であるか否かを判断しております。なお、適応指導教室などに通学した場合は出席扱いとしておりますので、欠席日数にはカウントされておりません。ということ踏まえまして表をご覧くださいと思います。1番目の表は、平成30年度における小中学校児童生徒の不登校の状況をまとめたものでございます。小学校は4年生1人で、全校児童に対する不登校の比率は0.32%、中学校は1年生が1人、3年生が3人、合計4人で不登校の比率は2.41%でございました。平成30年度における北海道の不登校比率はまだ出ておりませんので比較とはなりません、表の下に平成29年度の状況を掲載しております。この状況から見ても北海道の不登校比率を下回っているものと推察をしているところでございます。学校からの報告によりますと、小学校においては、小学生については家庭との連絡が以前よりも密に行えるようになったということで、かなりいい方向に向かっているということでございます。中学校においては前年度からの継続ということでなかなか状況を変えることができない、改善が見いだせないというような状況で、担任による家庭訪問、電話連絡等など、進めながら改善に努めているという状況でございます。以上、報告第28号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第28号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第28号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第28号小中学校児童生徒の不登校の状況については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第29号新十津川町学校運営協議会の運営に関する要綱（案）について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書23ページをお開き願います。内容、別紙のとおりといたしまして24ページをお開き願います。この要綱は、当該協議会を円滑に運営すべく制定するものでございまして、案としてまとめましたので報告をさせていただきます。なお、協議会は5月21日に開催する予定でございます。内容について申し上げます。第1条は趣旨規程で、協議会の運営について必要な事項を定めると定義をさせていただきます。第2条は、協議会の設置に関して小中両校で1つの協議会とする旨を規定させていただきます。第3条は、部会の設置について、学習、地域、環境の3部会を設置する旨を規定させていただきます。第4条は、事務局を教育委員会に置き、事務局長は教育委員会事務局長がその任にあたるとしております。第5条は、会計処理に関する規程でございます。昨年から立ち上げました学校運営協議会について、委員会の中でまあ方向性を協議しながら部会方式を取ろうということは固まったことから、今回、そのほかも含めて明文化をさせていただくものでございます。附則として、この要綱は、令和元年5月21日から施行することとさせていただきます。以上申し上げます。報告第29号の説明とさせていただきます。ご意見等があればお伺いしたいのでよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第29号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

（「はい」という声あり。）

◎久保田教育長

それでは、報告第29号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第29号新十津川町学校運営協議会の運営に関する要綱（案）については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第7号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書25ページをお開き願います。この協議会は、本町における特別支援教育関係機関との連携協力を確保し、障害のある児童生徒に適切な教育的支援を行うため設置して

いるものでございます。1任用しようとする者、表をご覧ください。氏名、職名のみ読み上げます。岩城之泰、新十津川小学校長、千石正巳、新十津川小学校教頭、片岡浩、新十津川小学校教諭、植田雅博、新十津川小学校教諭、國行宏昭、新十津川中学校長、大山口英輝、新十津川中学校教頭、東珠美、新十津川中学校教諭、岡田理恵、健康推進グループ長、池田雄介、介護・福祉グループ主査、安保りか、健康推進グループ保健師、中畑晃、教育委員会事務局長、西村幸真、学校教育グループ長でございます。2任期につきましても、任命の日から令和2年3月31日までといたしております。なお、任命の日は5月24日を予定してございます。提案理由といたしまして、新十津川町特別支援教育連携協議会規則第3条第2項の規定により委員を任命することにつき、教育委員会の議決を求めるものでございます。以上、第7号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号新十津川町特別支援教育連携協議会委員の任命については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第8号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書27ページをお開き願います。この協議会は、学校の運営及び当該運営の必要な支援に関して協議する機関として法に基づいて設置しているものでございます。1委嘱しようとする者、表をご覧ください。同じく氏名と職名のみ申し上げます。白石学、新十津川小学校PTA会長、西川雅浩、新十津川中学校PTA会長、大窪敏文、文京区長、岩井美道、花月区長、笠井正憲、新十津川町青少年健全育成町民会議代表、斎藤信也、新十津川町社会教育委員の会委員、廣田あゆみ、新十津川町民生児童委員協議会主任児童委員、山森和也、新十津川町体育協会、中川悦郎、新十津川町安全・安心推進協会副会長、西浦美紀、保健福祉課子ども・高齢者グループ長。2任命の期間は、令和元年5月21日から令和2年3月31日まででございます。提案理由といたしまして、新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則第8条第1項の規定により委員を委嘱することにつき、議決を求めるものでございます。先ほどの議案では任命としておりましたが、こちら委嘱としているのは、民間の方々が集まっていることから委嘱ということを使わせていただいております。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第8号新十津川町学校運営協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎中畑事務局長

口頭で報告をさせていただきます。大和町民体育館の関係でございますが、この度、総務課では旧大和小学校の校舎とともに体育館においても解体する方針を固めたところでございます。6月議会にその予算案を計上するというので、このことについては大和区の役員に対しまして説明を、先達ての大和区役員会において説明をさせていただき了承を得ていることをご報告申し上げます。以上でございます。

◎久保田教育長

ただいま、大和町民体育館の解体についての説明がございましたが、質疑ございますか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

そのほか事務局より提案ございますか。

◎中畑事務局長

次については依頼と人選をお願いしたいというものでございます。新十津川町青少年健全育成のつどい実行委員会から、そのつどいの作文審査、作文コンクールが、において、作文審査の審査員を選出していただきたいということでの依頼を受けてございます。1名の依頼でございますので、互選により選任していただきたくお願い申し上げます。なお、作文コンクールが行われるつどいの日時ですが、本年6月9日日曜日でございます。このことから、審査については午前9時15分から10時10分の間においてゆめりあホールで審査を行いたいということでございます。以上、説明は以上です。よろしく願いいたします。なお、資料はこちらのほうにございますので。

◎久保田教育長

今年の空知大会の会場が雨竜の小中学校でした。それでは作文コンクールの審査委員について教育委員の選考代表者につきましては、松倉教育委員を選任することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

松倉委員よろしくお願ひいたします。

◎松倉委員

分かりました。

◎中畑事務局長

ありがとうございます。

◎久保田教育長

ほかに事務局より提案ございますか。

◎中畑事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和元年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時50分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

会議録署名委員 新 田 右 子